

教 え て 市 議 会

市政をただす一般質問

普段なじみのない議会の仕組みについて、今号では、
一般質問の流れやルールについて説明します。

一般質問とは？

一般質問とは、年4回行われる「定例会」において、提案されている議案とは関係なく、市の施策の状況や方針などの説明を理事者に求め、市が市民のための適切な市政運営を進めているかを一般質問を通して議員がチェックするものです。

一般質問の流れ

一般質問を行うためには、定例会初日の4日前までに質問要旨を議長に通告する必要があります。受け付けた一般質問通告書は市議会ホームページでも公開しています。

定例会が開会されると、まずは議案審議等を行い、その後、各議員の一般質問に移ります。

本市議会での一般質問は一問一答方式を採用してお

り、一つの質問に対してその都度、理事者等の説明員が答え、答弁の内容に疑義があれば2回まで再質問することができます。

また、質問時間は会派※の持ち時間制としており、会派の所属議員数に1人当たり25分を乗じて得た時間以内で質問を行うこととしています。

※会派：同じ政策を持つ議員の集団をいいます。

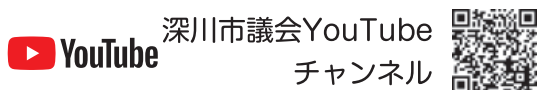
傍聴できるの？

一般質問を含む定例会は誰でも傍聴することができます。現在は、感染症対策として、議場内の換気や入場時はマスク着用、検温等も実施しています。また、傍聴に来ることができなくても、インターネットでの生中継と録画映像を配信しています。

詳しくは下記ホームページをご確認ください。

◆ 問合せ先：深川市議会事務局内 ◆

〒074-8650 深川市2条17番17号
電話0164-26-2282 (直通)



深川市議会
公式ホームページ

編集後記



今定例会は、令和元年度深川市各会計の決算審査を行いました。本体である一般会計の予算・決算に対する賛否は議員、会派の立ち位置を示します。国のコロナ対応地方創生臨時交付金（第2次）を活用した事業も議論しました。種苗法に関する意見書も全会一致で議決しました。マスクが手放せない事態が続いていますが、閉会中もぜひみなさんの「声」を寄せてください。

広報編集委員 北名 照美